坂井市告示第37号

住民票の写し等の交付に係る手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、コンビニエンスストアにおける住民票の写し及び印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の交付に係る手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

坂井市長 坂本憲男

1 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

ただし、期間満了の日から1か月前までに坂井市又は委託した相手方が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の翌日から起算して1年間なお委託の効力を有するものとし、以後も同様とする。

2 委託した相手方

地方公共団体情報システム機構(東京都千代田区一番町25番地) ※取扱者

株式会社セブン-イレブン・ジャパン(東京都千代田区二番町8番地8) 株式会社ローソン(東京都品川区大崎一丁目11番2号) 株式会社サークルKサンクス(愛知県稲沢市天池五反田町1番地) 株式会社ファミリーマート(東京都豊島区東池袋3丁目1番1号) ミニストップ株式会社(千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1)